

# 中央労基協 Report

令和7年3月

## 令和7年新春賀詞交歓会が開催されました！



新年の挨拶をされる（公社）東基連 中央労働基準協会支部 三好支部長

令和7年1月20日、東京ドームホテル「オーロラの間」において、令和7年新春賀詞交歓会が開催されました。行政より東京労働局、中央労働基準監督署、飯田橋公共職業安定所から多数の幹部職員の皆様、多数の会員の皆様のご参加をいただきました。

主催者を代表して（公社）東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部の三好支部長による新春の挨拶に続き、富田東京労働局長、武元中央労働基準監督署長、加藤飯田橋公共職業安定所長、上島（公社）東京労働基準協会連合会専務理事からご祝辞をいただきました。

続いて東京労働局、中央労働基準監督署、飯田橋公共職業安定所それぞれの幹部職員の紹介が行われ、茂山副支部長乾杯のご発声後、会員相互と行政の方々との意見・情報交換等が活発に行われ、懇親が図られました。

懇親中には、BGMにギター生演奏、フラメンコの踊りがあり、華やかな進行となりました。

上村副支部長中締めのご発声により、賀詞交歓会は盛況のうちに終了となりました。



富田局長



武元署長



加藤所長



上島専務理事

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好  
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

\* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

# 中央労働基準監督署 ～労働災害発生状況とその傾向～

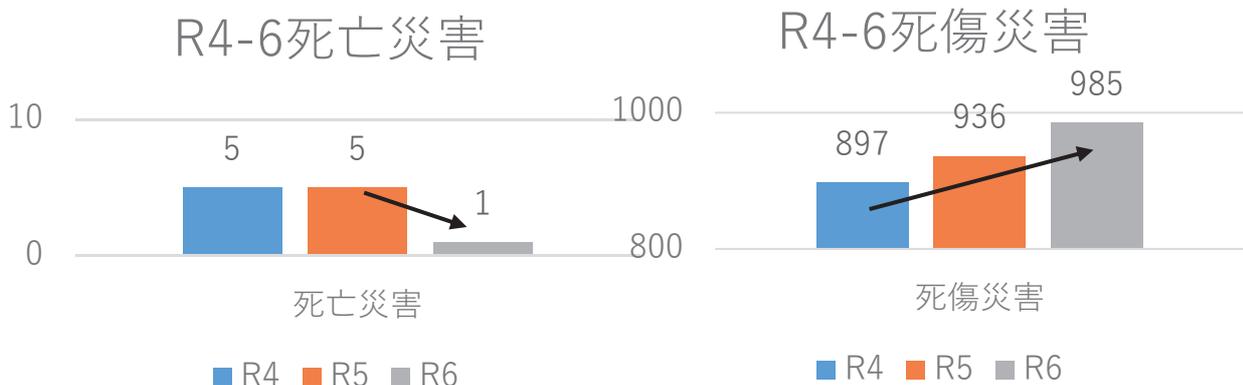
## 令和7年1月末日報告受理分まで速報値

令和6年における中央労働基準監督署管内の労働災害は、死亡災害が1件、休業4日以上之死傷災害は985件となっています。令和5年の同時期報告受理分と比べ、死亡災害は4件減少、死傷災害は5.2%増となっています。

第14次労働災害防止計画の目標である死傷災害5%減少は現在のところ未達成となっており、また、3年連続の死傷災害の増加となりうる状況であり、より一層の労働災害防止対策が求められます。（※年間確定値は3月末日報告受理分まで集計します。コロナウイルス感染症による業務上災害は件数から除外しています。）

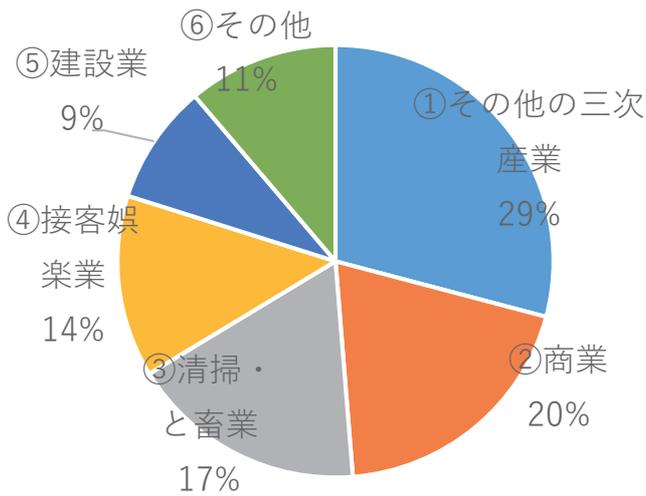
死亡災害発生状況		死傷災害発生状況	
令和6年	1件	令和6年	985件
令和5年	5件	令和5年	936件
前年同期比 4件減少 (※令和5年は確定値6件)		前年同期比 5.2%増加 (※令和5年は確定値1,000件)	

### 第14次労働災害防止計画の進捗状況 (比較対象の令和4年から令和6年の推移)



※各年の翌1月末日報告受理分の状況と比較

## 業種別

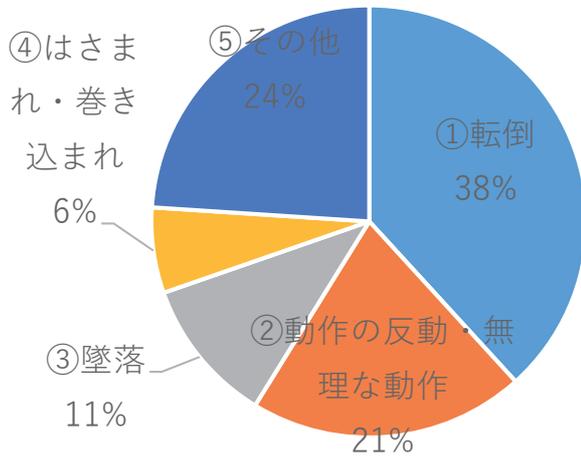


・業種別の労働災害発生状況は、「その他の三次産業」（本社機能等事業場）・「商業」「清掃・と畜業」の順となっており、例年とおおむね同様の傾向。

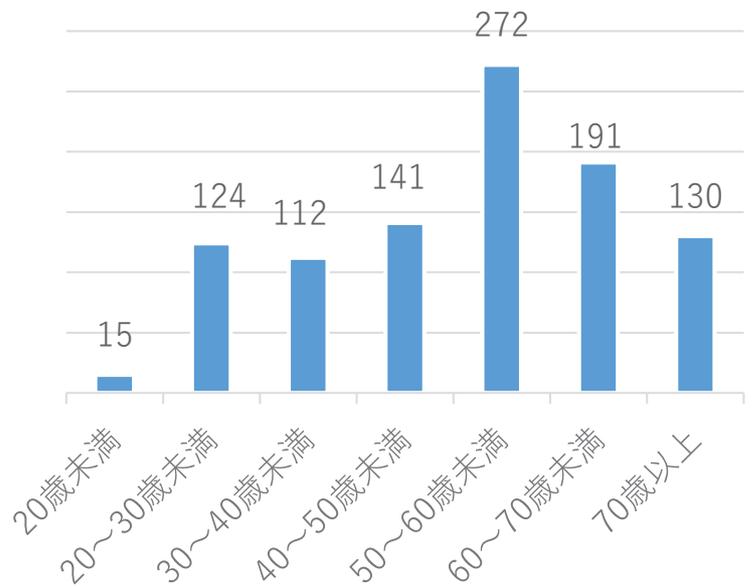
・事故型別は、「転倒」「動作の反動・無理な動作」「墜落」となっており、こちらも例年同様の傾向となった。

・年齢別では、50歳以上で60%・60歳以上でも33%となり、被災労働者の高齢化が一層進んでいる傾向となった。

## 事故型別



## 年齢別



## R6年 死亡災害事例

	発生月	業種	職種	災害の概要
1	7月	建築工事業	鉄筋工	鉄筋配筋作業のため屋上階床上に搬入した鉄筋資材9束（推定13～16t）のうち2束の端部をクレーンで30cm程度持ち上げようとしたところ、かけていたワイヤーロープが外れ、鉄筋資材を仮置きしていた角パイプ上に落下した。その衝撃で角パイプが曲がり、角パイプが接触したデッキプレートもそれらの荷重に耐えきれず床が抜けるように崩落。近傍にいた被災者1名が巻き込まれて鉄筋資材等と共に約11mの高さを墜落した。

◇中央労働基準監督署からのお知らせ◇

## 中央労働基準監督署 8階臨時受付窓口の開設

「時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）」や「就業規則届」  
等下記の届出を

**3月18日（火）～3月31日（月）**

**8：30～17：15**

**8階会議室**

で受付いたします。

- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）
- ・ 就業規則届
- ・ 適用事業報告
- ・ 変形労働時間制に関する協定届
- ・ 専門業務型裁量労働制に関する協定届
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する決議届・報告
- ・ 時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届

※例年、年度末は大変混雑します（1時間以上お待ちいただく場合があります）  
ので、早めの届出にご協力ください。

※控えが必要な場合は、必ず写しをお持ちください。当署では控えのコピーは  
行いません。

※お時間に余裕をもってのご来署をお願いします。

**※電子申請や郵送による届出もご活用ください。例年、3月中旬以降は件数が増え、処理に時間を要していますので、早めの届出にご協力ください。**

荷主・元請運送事業者の皆様へ

**長時間の荷待ちの改善に向けて、  
ご理解とご協力をお願いします！**



ポイント

**STOP! 長時間の荷待ち**

- 👉 長時間の恒常的な荷待ちは、  
自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 👉 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。  
恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、裏面の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。



東京労働局・労働基準監督署（支署）・公共職業安定所



## 労災保険給付に関するQ & A

Q1 現在は、日本国内の事業場に勤務していますが、今度、海外にある支店に転勤勤務することとなりました。海外の支店に勤務の場合、労働災害等があった場合は、日本国内で労働災害等があった場合と同様に、労災保険給付を受けることができますか。

A1 労災保険給付を受けられる人は、国内にある事業場に適用され、そこで就労する労働者となっているため、海外の事業場で就労する人は対象となりません。

日本国内で労働災害等があった場合と同様に、労災保険給付を受けるには、労災保険特別加入制度（海外派遣者等）があります。

派遣の形態はいろいろありますが、転勤、在籍出向、移籍出向等派遣の形態には関係なく、派遣元の事業の事業主の命で海外の派遣先の事業に従事し、その派遣先の事業との間に現実の労働関係を持つ限りにおいて特別加入としての資格を有することとなります。

また、留学を目的として派遣される人は、「海外の事業に従事するため」派遣される人には当たらないので特別加入者としての資格はありません。

「派遣される人」とは、新たに派遣される者とは限りません。既に海外の事業に派遣されている者も特別加入することは可能です。

なお、現地採用の場合は、国内の事業からの派遣ではないため、特別加入者としての資格はありません。

### 【特別加入者の範囲】

以下のいずれかに該当する場合

- ① 日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される人
- ② 日本国内の事業主から、海外にある中小規模の事業に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される人

※中小規模の事業とは、事業場ごとではなく、国ごとに企業を単位として判断。

以下のとおり。

中小事業主等と認められる企業規模（中小事業主等の特別加入範囲と同様）

- 金融業・保険業・不動産業・小売業 → 50人以下
- 卸売業・サービス業 → 100人以下
- 上記以外の業種 → 300人以下

- ③ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する人

### ◇特別加入の手続き◇

派遣元の団体または事業主が、様式第34の11「特別加入申請書（海外派遣者）」を、所轄労働基準監督署を経由して所轄労働局へ提出する。

### ～海外派遣と海外出張の区分～

「海外出張者」とは、単に労働の提供の場所が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者です。（日本国内の労災保険が適用される）

海外出張の例

- ①商談②技術・仕様などの打合せ③市場調査・会議・視察・見学④アフターサービス⑤現地での突発的なトラブル対処 など

※ 詳しいことは、厚生労働省ホームページ、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

# 令和6,7年度講習カレンダー〔令和7年3月～令和7年9月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ →



講習名		月	3月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習					17(火) ～ 19(木)			2(火) ～ 4(木)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習				12(月) ～ 13(火)			26(火) ～ 27(水)	
	石綿作業主任者技能講習			23(水) ～ 24(木)		25(水) ～ 26(木)		7(木) ～ 8(金)	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習					3(火) ～ 4(水)			8(月) ～ 9(火)
	衛生推進者養成講習				23(金)			5(火)	
	安全管理者選任時研修			21(月) ～ 22(火)			7(月) ～ 8(火)		
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)				29(木)		4(金)		
	保護具着用管理責任者教育					27(金)			
	雇入れ時の安全衛生教育			8(火) 10(木) 15(火)					
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】				26(月) ～ 28(水)		15(火) ～ 17(木)		10(水) ～ 12(金)
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】				26(月) ～ 27(火)		15(火) ～ 16(水)		10(水) ～ 11(木)
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】				28(水)		17(木)		12(金)
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者(指導員)研修					5(木) 24(火)			
	総括安全衛生管理者講習								
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習					11(水)			
	【初級者向け】 基礎講座	新規労務担当者向け講習			20(火) ～ 21(水)				
		社会保険(健保・年金)基礎講座							28(木)
		労働基準法等基礎講座						29(火)	
	実務講座 【担当者・中級者向け】	労災保険実務講座[基本編]						11(金)	
		労災保険実務講座[応用編]							6(水)
		労災保険実務講座[基本編+応用編]【2回セット】 ★セット割引						★11(金)	★6(水)
		雇用保険実務講座			18(金)				
女性活躍推進セミナー		7(金) 会場:日比谷コンベンションホール							

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください】

2025/2/14現在